

令和5年度

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

総会 議事録

(開催要領)

1. 開催日時：令和6年3月19日（火）14:00～14:45

2. 場所：オンライン開催

3. 出席者：

＜議長＞

（幹事会選出） 井澤 徹 特定非営利活動法人 新公益連盟

＜事務局＞

大西 連 内閣官房孤独・孤立対策担当室政策参与

山本 麻里 内閣官房孤独・孤立対策担当室長

江浪 武志 内閣官房孤独・孤立対策担当室次長

澤瀬 正明 内閣官房孤独・孤立対策担当室参事官

松木 秀彰 内閣官房孤独・孤立対策担当室参事官

（進行補佐） 荒川 裕美 内閣官房孤独・孤立対策担当室参事官補佐

青野 恵里子 内閣官房孤独・孤立対策担当室参事官補佐

山村 吾郎 内閣官房孤独・孤立対策担当室主査

黒瀬 啓介 内閣官房孤独・孤立対策担当室主査付

※このほか、会員団体がオンラインで参加。

(議事次第)

1. 開会

2. 加藤孤独・孤立対策担当大臣挨拶（ビデオメッセージ）

3. 議長選出

4. 議題

(1) 令和5年度事業報告及び令和6年度事業計画（案）

(2) 規約改正

5. 報告事項

(1) 令和6年2月臨時総会（幹事選任）の表決結果について

(2) 令和6年5月「孤独・孤立対策強化月間」の取組について

(3) 「孤独・孤立対策推進法」について

(4) 令和5年度補正予算、令和6年度当初予算について

6. 閉会

○荒川参事官補佐

ただ今から、令和5年度孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム総会を開催いたします。

皆様、本日は御多用のところお集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日の進行を補佐させていただきます、内閣官房 孤独・孤立対策担当室の荒川です。よろしくお願いします。

本日の総会につきましては、事前出席の申込をいただいた方による Zoom ウェビナーによるオンライン開催とし、別途、視聴の方には孤独・孤立対策担当室の YouTube アカウントでの動画視聴をいただいております。よろしくお願いします。

はじめに総会の開催にあたり、加藤孤独・孤立対策担当大臣より、ご挨拶をいただく予定でございましたが、国会会期中のため適わず、ビデオメッセージによるご挨拶を頂いておりますので、こちらをご覧ください。

○加藤大臣

皆さんこんにちは。孤独・孤立対策担当大臣の加藤鮎子です。

令和5年度の孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム総会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

プラットフォームの会員の皆様方におかれましては、日頃より、生きづらさや悩みを抱えている方々への支援活動等を通じ、孤独・孤立対策にご尽力をいただいていることに対し御礼を申し上げます。

このプラットフォームは、孤独・孤立対策に取り組む多様な支援組織間の連携や、官/民/NPO等の連携強化により、孤独・孤立対策の取組の推進につなげることを目的として、令和4年2月に設立されました。

設立後、これまでに三つの分科会を設けて、現状や課題の共有、対応策等を議論したり、孤独・孤立対策の理解を深めるシンポジウムを開催したり等、多様な主体が幅広く参画し、官民一体となって情報共有を図りつつ、孤独・孤立対策に取り組んでまいりました。

特に分科会については、取りまとめた内容が、令和4年12月に改定された孤独・孤立対策の重点計画にも反映され、孤独・孤立相談ダイヤルつながりサポーターの施行に繋がる等、孤独・孤立対策を推進する上で大変意義があると考えています。

これまでの会員の皆様のご尽力に対して、この場を借りて御礼を申し上げます。

本日の総会では、事業報告や新年度の事業計画案、官民連携プラットフォーム規約を議題とするほか、孤独・孤立対策強化月間の取組等について報告されると聞いております。

この強化月間を通じて、孤独・孤立に関する啓発活動や情報提供に集中的に取り組むことにより、声を上げやすい・声をかけやすい社会の実現に向けて取組が一層進むことを期待しています。

引き続き、孤独・孤立対策をより前に進められるよう、このプラットフォームにおいて、会員の皆様とともに取り組むことができれば幸いです。

また、昨年の通常国会において、国および地方における孤独・孤立対策の安定的、継続的な推進体制を整備するための孤独・孤立対策推進法が成立し、本年4月1日から施行となります。この法律は、孤独・孤立対策の基本理念や国等の責務、政策の基本となる事項、国および地方の推進体制

等について定めるもので、令和6年度からは孤独・孤立対策を本格実施の段階へと進めていくことが必要となります。

また、国・地方において、孤独・孤立対策に取り組む多様な主体の連携が本法のもとでさらに促進されることを期待しています。

今後とも、担当大臣として孤独・孤立対策の更なる推進に積極的に取り組んでまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

○荒川参事官補佐

次に総会の成立条件の確認になります。

本日現在、議決権を有する1号・2号・3号会員の議決権総数は364となっております。

総会の成立には、プラットフォーム規約第13条に基づき、会員の表決の委任を含め4分の1の出席が必要となりますが、事前表決を含めた本日の出席総数は、199となっており、本総会は無効に成立しておりますことを申し上げます。

また本日は、この総会の後に関連イベントを15時より予定しております。このため総会は、議事次第のとおり14時45分までを予定とし、その後は関連イベント開始までの時間を休憩とさせていただきます。

なお、進行状況次第では総会の終了が早まる可能性もございますが、関連イベントの開始は予定どおり15時から開始とさせていただきます。

それでは、まず議長選出を行います。

本日の議長につきましては、幹事会より、特定非営利活動法人 新公益連盟 井澤徹様にお願いしたいといただいておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議無し」の確認）

ありがとうございます。

それでは、本日の総会の議長は、特定非営利活動法人 新公益連盟 井澤徹様に決定しました。

議長が選任されましたので、これ以降の議事進行は、井澤議長にお願いします。

○井澤議長

ただいま議長に指名されました、特定非営利活動法人 新公益連盟の井澤でございます。

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム総会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

孤独・孤立の問題に官民を挙げて継続的に対応していくことを目的としてプラットフォームが設立されて2年余り、この間、分科会やシンポジウム場で、多様な支援組織間の連携、そして文字通り官民を挙げてのご議論が交わされ、孤独・孤立対策強化月間やつながりサポーター等の全国的な普及活動がいよいよ本格実施を迎えます。これは紛れもなくプラットフォームが設立されたがゆえの成果であり、大変嬉しく存じます。孤独・孤立対策推進法の施行を目前に控え、ここにお集まりの皆様とともに引き続きプラットフォームの役割を發揮してまいり所存でございます。

それでは議事を進めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日は議決事項となる議題が、「（1）令和5年度事業報告及び令和6年度事業計画（案）」と「（2）規約改正」があります。

内容については、それぞれ資料1、資料2の通りですが、事務局より概要の説明をお願いいたします。

○松木参事官

事務局、内閣官房孤独・孤立対策担当室参事官をしております松木と申します。私から資料に基づきまして、1号議案、2号議案についてご説明させていただきます。

まずは「（1）令和5年度事業報告及び令和6年度事業計画（案）」の事業報告でございます。幹事会のほか、分科会1「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方」、分科会2「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政(国、地方)・民間・NPO等の役割の在り方」、分科会3「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」という建付けのもとで活動してまいりましたけれども、例えば「つながりサポーター」養成につきましては、検討会を立ち上げて、そこで適切なテキストやカリキュラムを検討し、2月には全国5ヶ所で施行実施をする。あるいは孤独・孤立相談ダイヤルにつきましては、昨年末の12月15日から今年の年明け1月4日までにかけて、「#9999」によるダイヤルの施行実施を行う等の活動をしてまいりました。

また、シンポジウムを2回開催しておりまして、年度明け4月1日から施行されます法律に伴いまして、1回目は地方版官民連携プラットフォーム、2回目は地域協議会をテーマにしたシンポジウムを開催し、それぞれ多くの方にご視聴をいただいております。

また、今年度におきましては、5月を孤独・孤立対策強化月間にするということも決定いただきました。本格実施は来年度令和6年5月を集中的な広報の期間とするということを進めているところでございます。

次のページ、「孤独・孤立対策に資する官民・民民連携による特色ある取組の推進」ということで、特色のある事例収集の取組をいたしました。まだ、本日現在は公表されておりませんが、年度内にホームページで取組事例の紹介をしたいと考えております。その他、情報共有や相互啓発活動等も行っており、これらが令和5年度の事業概要でございます。

次は、令和6年度事業計画案でございます。引き続き、幹事会、それから先ほどご紹介した分科会1・2・3の建付けのもとで、活動を継続してまいります。

相談ダイヤルにつきましては、強化月間が令和6年5月に初の本格実施となりますが、その中でこのゴールデンウィーク期間を中心に実施するほか、年末年始に行うということにさせていただいております。

また、シンポジウムの開催について、具体的な時期やテーマはまだ決まっておりませんが、3回程度の開催を予定しております。また、多くの方が指導していただけるような魅力のあるテーマ設定も考えて実施したいと思っております。

また、孤独・孤立対策強化月間初の本格実施を迎えることになっておりますけれども、これにつきましても、様々な取組を自治体や周りの事業の皆様、それから国においても行うことで、集中的な広報を実施し、孤独・孤立対策に関する理解の取組や適切な環境の醸成に努めていきたいと考えております。

つながりサポーターにつきましては、試行実施までを終えましたけれども、それを踏まえて分科会での議論を経て、本格実施につなげていくことができればと思っております。情報共有や相互啓発活動につきましても引き続き取り組んでいくということで計画案を立てさせていただいております。

次に2号議案は、「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム規約の改正」でございます。改正するのは、退会・除名について掲げました第8条でございます。これまで、退会・除名というのは5つ該当事例があるわけですが、一番目が「（1）1年以上、連絡がとれない場合」、二番目が「（2）本規約に違反又は本会の信用を著しく害したとき」、三番目が「（3）会員が解散又は営業を停止したとき」、四番目が「（4）暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき」、五番目が「（5）その他本会の運営に当って重大な支障が生じると認められたとき」、これ

らの5つのどれかに該当する時は、総会本体の議決を経て除名することができると現行規定ではなっているということでございます。どの事由であっても、一回一回総会本体の議決を得なくてはならないというところが、機能性にかけ、運用に支障が生じかねないということで、第1号から第4号までの部分につきましては、幹事会での決定で除名ができる。ただし、事後に総会に報告するというふうにしたいというところでございます。第5号のみは、包括的な事由でございますので、従来通り総会本体の議決事項のままとするとしております。

また、軽微な修正でございますが、内閣官房孤独・孤立対策担当室が4月1日から内閣府に移行することに伴いまして、内閣府孤独・孤立対策推進室に変わりますので、その変更修正をしております。

以上の改正を令和6年4月1日から施行するというのが、この規約改正の内容でございます。1号議案・2号議案ともに、事前にメールで表決をさせていただいておりますけれども、内容を改めて説明させていただきました。

私からは以上でございます。

○井澤議長

これらの採決に当たり、内容等は先ほど参事官ご説明の通り、事前にメールでご案内し、会員の皆様より事前表決の形を取らせていただき、賛否のご回答を得ております。その結果、1号議案賛成・委任合わせて199票、2号議案賛成・委任合わせて199票で、反対票はなく賛成票が過半数に達しましたので、本議案はいずれも原案通り可決されました。その他、ただいまの令和5年度事業報告および令和6年度事業計画（案）と規約改正に関しましてご意見等がございましたら、Zoom機能からの挙手をお願いいたします。発言者の指名・対応については事務局へ依頼いたします。

○荒川参事官補佐

ご意見のある方、いらっしゃいますでしょうか。挙手がないようですので、議長へお戻しいたします。

○井澤議長

次に報告事項の「（1）令和6年2月臨時総会 幹事選任の表決結果について」です。事務局よりご説明願います。

○松木参事官

引き続き参事官の松木より報告を申し上げます。

報告事項の令和5年度臨時総会議決結果でございますけれども、これは令和4年2月に任命されました幹事の任期が2年で満了することに伴いまして、新しい幹事を選ぶという必要がございましたので、メールベースで臨時総会という形で表決をとらせていただいたということでございます。次のページをご覧くださいまして、内閣官房孤独・孤立対策担当室を含め15の団体を幹事として2年間務めてきたわけでございますけれども、案といたしましては、これらの団体様および我々孤独室を含めて15幹事につきまして、そのまま継続というかたちで臨時総会をさせていただいたところ、ほとんどの方から賛成をいただきまして、幹事の再任が認められたという形でございます。

前のページに戻っていただきまして、具体的には議決回答数が181、うち賛成が179、反対が2ということで、有効回答のうち賛成率が98.9%でございます。この時点で有権会員数353ございましたので、過半数の方から承認が得られているという状況でございます。

また、引き続き2年間でございますが、選任されました幹事におかれましては孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの運営に引き続きご協力を賜りたいというふうに思っております。

私からのご報告は以上でございます。

○井澤議長

ありがとうございます。

次に令和6年5月、孤独・孤立対策強化月間取組についてです。事務局よりご説明願います。

○松木参事官

引き続き、私から報告事項「(2) 令和6年5月『孤独・孤立対策強化月間』の取組について」ご報告をさせていただきます。

先ほどご説明させていただきました通り、官民連携プラットフォームの議決を経て毎年5月を「孤独・孤立対策強化月間」にし、集中的な広報・周知を行うと決まったわけでございます。今年の5月が初の本格実施を迎えるということでいろいろな取組を考えましたので、そのご紹介をさせていただきます。経緯の詳細を申し上げますと、「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組のあり方を議論する分科会1におきまして、取組の一つとして提案されたものでございます。もともとは相談を知らない層への対策案として、孤独・孤立対策強化月間または週間等の設定によって集中的な啓発活動に取り組むという形でご提言をいただいたというところでございます。これに基づきまして、実際に何月にするか等を決めるために令和5年3月に投票いただき、毎年5月を孤独・孤立対策強化月間にしようということでお決めいただきました。その結果につきましては、令和4年度通常総会(令和5年3月14日)にご報告をさせていただき、会員の皆様にも月間のロゴマークの活用や実施する取組を呼びかけ、ホームページ公表する等の対応させていただきました。

令和6年5月の孤独孤立対策強化月間でございますけれども、法律の第9条にも国民の理解の増進等という規定がございます、「国及び地方公共団体は、孤独・孤立対策に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うよう努めるものとする。」と、国と地方公共団体のそれぞれの努力義務規定という形になっております。従いまして、国においても取り組みますし、各地方公共団体あるいは各地域でそれぞれ孤独・孤立対策に携わっておられますNPO等の関係団体や企業あるいはスポーツや音楽等を使ったつながり作りを行っている団体様に広く月間中に関連する取組を行っていただきまして、全国で孤独・孤立対策とは何かという理解を深め、広め、盛り上げていきたいと考えているところでございます。この結果につきましては、専用のWebページを作成いたしまして、いろいろな取組の紹介や孤独・孤立対策とは何か等をわかりやすく周知するようなホームページも開設する準備をし、既に見られるようになっているわけでございますけれども、この専用ホームページでも具体的な各地域においてどういった取組が行われているかということを知りやすくお示しするような工夫もしたいと思っております。こうした月間を毎年5月に集中してやっていくわけですが、初の本格実施ということでございますので、ぜひ皆様の全面的なご協力を賜りながら、初めての本格実施を盛り上げていきたいなと思っている次第でございます。

私から報告事項について、説明は以上でございます。

○井澤議長

次に孤独・孤立対策推進法についてです。事務局よりご説明願います。

○松本参事官

報告事項の3番目でございますが、孤独・孤立対策推進法についてでございます。

孤独・孤立対策推進法が昨年の通常国会で成立をいたしまして、5月31日に成立し6月7日に公布、それから来月4月1日から施行されるという法律でございます。もともとの経緯を申し上げますと、この孤独・孤立対策というものが令和3年2月からスタートし、コロナの感染が始まったのが令和2年ですので、そこから1年経ったあたりにコロナによって孤独・孤立の状態が深刻化、顕在化しているという状況を受けまして、これは何かしっかり手を打たないといけないということで、令和3年2月に孤独・孤立対策担当大臣が任命されて、その後孤独・孤立対策担当室もでき、そこから政府としての孤独・孤立対策が始まったということでございます。令和3年2月から様々な関係者の方にご議論いただき、この孤独・孤立対策の基本理念は何か、目指すべき方向は何か、あるいはどういった取組を出すべきかということを議論し、我々としてもいろいろな施策を推進しているわけでございますけれども、それらを受けてきちんとした法律の形にしようというのがこの法律を作るきっかけとなっております。基本理念につきましても三つ書いてありますけれども、

「①孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること」、二つ目、「②孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること」、三つ目、「③当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること」この三つが基本理念でございますが、最初に令和3年12月に定められた重点計画において全て同じ内容がここに入っていたりするわけございまして、基本的には皆様が理解といいますか何とか思っていたいたいのを、法律の第2条というかたちで理念としてしっかり定めるということでございます。また基本的施策につきましても令和3年2月から取り組んでまいりました様々な取組を法律上でもきちんと規定いたしまして、国や地方公共団体の責務、あるいは努力義務として位置付けたものという形になります。

新しい要素といたしましては、政府で定めてまいりました孤独・孤立対策の重点計画、これは従来、孤独・孤立対策の担当大臣をヘッドとして関係省庁の副大臣をメンバーとする推進会議というところで定めてまいりましたが、この法律の施行後は内閣総理大臣を本部長とし、関係省庁の各大臣を構成員とする孤独・孤立対策推進本部というものを立ち上げて、そこで決めるというような位置づけになります。従来の重点計画よりも、もう少し格が上がると思いますか、ちょっと重みが増すような形で、重点計画を策定するというようになります。

また、地方版官民連携プラットフォームの他、地域協議会というものについても、各自治体に設置者の努力義務がかかるというような新しい要素がございます。こういった法律の施行が4月1日から始まるということでございます。

次のページ、この法律が施行した後の官民連携のプラットフォームの位置づけでございますけれども、この法律の第11条に協議の促進等という条文がございます。読み上げさせていただきますと「国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進を図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする」という形になっておりまして、国と地方公共団

体双方の努力義務という形になっております。これを実際に受けるものとして、国においては官民連携プラットフォームで、自治体においては地方版官民連携プラットフォームというものを今後運用していくということが法律上もきちんと定められたということになっております。法律に定められたからという理由ではなく、こうしたプラットフォームというのは、水平的な連携の場として非常に有効なものであると考えておりますので、引き続きこのプラットフォームをしっかりと運用し、皆様とよく協議・連携をしながら孤独・孤立対策の施策の立案や実行をやっていけたらと思っております。

また一番下に書いてありますけれども、内閣官房孤独・孤立対策担当室が、この法律の施行を機に内閣府に移ることになります。内閣府孤独・孤立対策推進室、今まで担当室と言っていたものが推進室と名称が変わりまして、内閣府に移管する予定でございます。移管されましても引き続き、これまで以上にしっかりと対策は実施していきますし、このプラットフォームについてもしっかりと運用をしていきたいと思っておりますので、引き続き皆様のご協力を賜れればと思っております。私からの説明は以上でございます。

○井澤議長

次に「（４）令和５年度補正予算、令和６年度当初予算について」です。事務局よりご説明願います。

○澤瀬参事官

孤独・孤立対策担当室の澤瀬と申します。よろしくお願いいたします。私の方から予算についてということで説明いたします。

５年度補正予算で３．３億円を見込んでおります。地域における孤独・孤立対策モデル調査というものでございます。右側の箱にあります通り二つの事業から構成されております。一つ目は地方版官民連携プラットフォーム事業、いわゆるプラットフォーム事業のモデル事業ということ、市区町村については補正予算の方で継続するということで従来通り各地域の実情に応じたプラットフォームの構築とそれに伴う関連事業ということです。左下の方にあります通り資金の流れを見ていただければ、まず国の方から民間団体、コンサルを想定しておりますけれども、そこに委託をする。そこから政令市におかれては、８００万を上限に、それ以外の市区町村については４００万円を上限に定額で支払い、いろいろなモデル的な取組実施をしていただくということでございます。

二つ目は地域における孤独・孤立に対する対策に関する **NPO** 等の取組モデル事業ということで、これも今年度も実施している事業でございますが継続実施するということで、日常生活環境での緩やかなつながりや居場所作りということ、モデル的、先駆的な取組について支援を行って全国展開をするというものでございます。これについては民間団体にまずは委託し、そこから定額で２００万円を上限にお支払いするというところでいろいろな取組にチャレンジをしていただくというものです。これについての公募も４月中ないしは５月に今後開始したいと考えているところでございます。

次のページ、孤独・孤立を抱えた人が支援につながり続ける環境整備ということでこれも５年度補正で合計４億１０００万円ということでございます。右側にありますとおり、これはまさに先ほど６年度の事業計画でご紹介のあった取組を実行に移すための予算ということで三つございます。

一つ目は統一的な相談窓口ということで、＃９９９９にかかる経費ということ。そして、二つ目はつながりサポーターの養成、そしてまた後半にかけては試行的に普及にも取り組んでいくという

こと。三つ目は強化月間の取組を始めとした広報というような形での民間への委託事業ということで、今着々と実行に移しているものもあれば準備中のものもあるということでございます。

そして最後でございますが、孤独・孤立対策推進交付金ということで、これは当初予算ということで1億3000万の新規予算でございます。

次のページお願いいたします。こちらはもう少し具体化した資料でございまして、まさにこの交付金は孤独・孤立対策の本格実施ということのために新たに準備した予算でございます。

これまで内閣官房ということでしたので、モデル事業・モデル調査という形で支援の実施をしていたところですが、内閣府に移管されるということで交付金事業、いわゆる補助事業を実施できるということで、これは本格実施の第一歩と考えているところでございます。

この事業につきましても二つの事業から構成されております。一つ目の地方における孤独・孤立対策推進事業ということで、これはまさにプラットフォーム事業とそれに関連する取組ということで都道府県向けの事業ということでございます。そして交付率は2分の1ということですが、残りの都道府県分については普通交付税措置がなされるということでございます。交付基準額は800万円ということで、これは事業の全体額は800万円ということを上限としておりますので、国からの予算の支援は400万円が上限ということでございます。事業内容につきましては、まずはプラットフォームを構築していただくということ、あるいは既に構築していただいているものであれば、その取組の継続ということにかかる経費ということを見ることができます。そしてこのプラットフォームでの議論等を通じた関連事業の実施に係る経費ということで、①から⑩までメニューを用意しているところでございます。このメニューの中身については、基本的に法の施行通知で示されたプラットフォームの取組事例のようなものやこれまでのプラットフォーム事業・モデル事業で実施した各自治体の取組の内容を見た上で網羅的に読めるような形にしておりますので、地域の実態に合わせてこれらの取組をうまく組み合わせる申請していただければと考えております。

二つ目は孤独・孤立対策担い手育成支援事業ということで、これはまさに中間支援の取組を支援することによって、個別の現場第一線で活動する孤独・孤立対策に取り組む現場の団体の皆様が安定的、継続的に取組を推進できるということを目的としたものでございまして、交付率につきましては国の方が3部の2ということで、残り3分の1については中間支援組織の方で負担いただくという形で、交付基準額は900万円、そして国からの支援は3分の2ということですので600万円と考えているところでございます。少し留意していただきたいのは、括弧書きで書いていますが、原則一つの都道府県を超える区域であることということで、基本的に複数の都道府県で活動をする取組を対象とさせていただきますが、ここで原則とあるのは北海道および沖縄につきましては地理的な条件により単独でも認めるという形にしているところでございます。

取組の中身につきましては、まさに提案型ということでそれぞれの中間支援組織の皆様方が今活動しているものに延長線上あるいはその新規の取組として、孤独・孤立対策が全体的に普及するような様々な活動について支援をさせていただきたいと考えているところでございます。

これは今年度当初予算ということではありますが、時期はまだ未確定ですが、4月から公募を開始したいと考えております。ホームページにも公表するとともに、孤独・孤立のメルマガでもしっかりとお伝えしたいと思っておりますのであらかじめご検討のほどよろしくをお願いいたします。私の方から説明以上でございます。

○井澤議長

ありがとうございました。ただいまの「報告事項」について、各々にご意見、ご質問等がございましたら、**Zoom** 機能からの挙手をお願いいたします。発言者の指名・対応については事務局へ依頼いたします。

○荒川参事官補佐

ご意見、ご質問のある方は、**Zoom** 機能の挙手ボタンを使ってお願いいたします。どなたかご意見、ご質問ございますでしょうか。手が挙がらないようですので、よろしいでしょうか。ではお戻しいたします。

○井澤議長

それでは全体を通して、何かご意見等ございましたら、挙手をお願いいたします。発言者の指名、対応については、事務局へ依頼いたします。

○荒川参事官補佐

こちらも何かございましたら **Zoom** の挙手ボタンを使ってお願いいたします。どなたかございますでしょうか。特段ないようですので議長にお戻しいたします。

○井澤議長

特にないようですが、事務局あてのメールでもお受けしますので、そちらにお願いいたします。本日の議事は以上になります。議事の進行にご協力いただき感謝申し上げます。それでは、以上をもちまして、総会を終了とさせていただきたいと思います。

本日はありがとうございました。